

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府

-----

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

-----

No: 56 /2009/ND-CP

ハノイ、2009年6月30日

## 政令

### 中小企業育成の補助に関する政令

-----

2001年12月25日付政府組織法に基づき、  
2005年11月29日付企業法及び投資法に基づき、  
計画投資省大臣の提案を検討し、

政府は以下のように決定した。

#### 第1章 総則

##### 第1条 適用範囲

本政令は、中小企業育成に対する補助政策及び国家管理に関して定める。

##### 第2条 適用対象

本政令は、中小企業、中小企業に対する補助組織、中小企業育成の補助に関わる国家管理機関に適用される。

##### 第3条 中小企業の定義

1. 中小企業とは、法律の下で登録した営業所であり、総資金（企業の貸借対照表における資産に相当する金額）又は年間平均労働者の人数（資本金が優先する）に基づいて3つのランクに分けられる弱小企業、小企業、中企業をいう。詳細は以下のとおり定められる。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

分野	規模	小企業		中企業	
	労働者人数	総資金	労働者人数	総資金	労働者人数
1. 農業、林業、水産業	10人以下	200億ドン以下	11人～200人	200億ドン以上1,000億ドンまで	201人～300人
2. 工業、建設業	10人以下	200億ドン以下	11人～200人	200億ドン以上1,000億ドンまで	201人～300人
3. 商業、サービス業	10人以下	100億ドン以下	11人～50人	100億ドン以上500億ドンまで	51人～100人

2. 補助担当機関は、補助政策、補助プログラムの性質及び目標に基づき、上記の基準を実態に即して調整することができる。
3. 計画投資省（統計総局）は、各省庁、部局、関連機関と協力し、本政令に定める定義に従い中小企業の調査、年間統計を行い、情報を公開する。

#### 第4条 中小企業育成の補助計画

ソリューション及び実施に掛かるコストを含む中小企業育成の補助計画は、各省庁、部局、地方及び国家経済の年間計画、5ヵ年計画に織り込まなければならない。

#### 第5条 支援プログラム

1. 国家の中小企業に対する援助プログラムは（以下「補助プログラム」という）、中小企業に対する目標プログラムである。また、そのプログラムは、経済・社会、産業別、地域別の開発年間計画及び5ヵ年計画の方向性を根拠として作成されるものとする。特に、女性が事業主である若しくは多くの女性労働者を雇用する中小企業に対する支援プログラムを優先する。
2. 中小企業への補助プログラムを権限機関に提出して批准を受ける前に、各プログラムの統一性を持たせ、中小企業に対する他の補助プログラムも上手に利用するため、本政令第15条に定める中小企業育成の補助に関する中央レベルの国家管理機関の意見を収集しなければならない。
3. 各省庁、部局、地方は、各々が管轄する分野の範囲内、地域において補助プログラムを構築し実施する。計画投資省は、補助プログラムの実施状況及び問題点を纏め、政府首相へ報告しなければならない。
4. プログラムへの参加能力を持つ国営・民間のサービス提供者は、補助プログラムの内容及び範囲に基づいて、法律に従って入札に参加することができる。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

## 第6条 中小企業に関する規定の公布

中小企業に対する補助政策を制定する機関は、本政令第15条に基づく中央レベル国家管理機関と協力し、中小企業に適切な政策を制定する。制定する政策は中小企業育成の補助を保証しなければならない。

## 第2章 補助政策

### 第7条 財政補助

1. 政府は、中小企業に対する信用保証基金の設立を奨励する。財務省は、関連機関と協力し、信用保証基金の設立、運用に関する制度を構築し政府首相へ提出しなければならない。また、中小企業に対する信用保証業務の実施を指導する。
2. 国家銀行は関連機関と協力して、政府首相が公布した奨励制度に則って、中小企業への金融活動の拡大に適切な金融機関の能力の向上、中小企業向けサービスの多様化、中小企業向けの財務コンサルティング・投資管理及び他のサポートサービスの提供などに関する技術補助プロジェクトの展開における制度の構築を提議する。
3. 中小企業の資金借入書類の査定にあたる金融機関の要請に応じて、政府は教育補助プログラムを通して、中小企業のプロジェクト構築や経営計画策定の能力が向上できるように補助する。
4. 中小企業育成基金の設立
  - a) 活動目的  
中小企業の競争力を向上させるための教育、競争力の高いかつ環境に易しい製品の開発、先進技術の導入、設備の改善、裾野産業の育成、企業管理能力の向上に関するプログラムに対し補助すること。
  - b) 中小企業育成基金（以下「基金」という）の資金源
    - ・ 国家予算からの拠出金
    - ・ 国内組織からの拠出金
    - ・ 外国の組織からの支援金、補助金
    - ・ 外国の組織、国際組織からの支援金、補助金
    - ・ 基金の活動により生じた利益及びその他の合法的な資金源
  - c) 主な活動

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- ・ 国内外からの資金集め、管理及び運用、法律の規定に従った中小企業発展補助活動の実施。
  - ・ 権限機関が批准した各省・業界・地方・業界協会が中小企業に対して展開する競争力・技術力・企業管理能力向上の補助プログラム・プロジェクトへの金銭援助。
  - ・ 政府が優先かつ奨励する分野で基金の活動目的に見合った案件を実施する中小企業に対する優遇融資を信用組織に委託すること。
- d) 計画投資省は、財務省、国家銀行及び関連機関と協力し、基金設立案を作成し、政府首相へ提出して批准を受ける。また、基金の活動が目的に沿って実施されるよう責任を負う。
- e) 財務省は、基金の財務管理制度を制定するほか、基金の財務運用を検査、監査する責任を負う。

## 第8条 製造用地

省、中央直轄市人民委員会は、政府が認可した管轄地域の経済・社会開発計画及び土地使用計画に基づいて、中小企業専用工業団地、工業区を開発するための土地を用意し、奨励策を実施する。風景、環境を保護するために生産サイトを都市の近郊へ移動することができる。

## 第9条 技術力、技術水準の改善及び向上

1. 政府は補助プログラムを通して以下のような各段階ごとの戦略と開発優先分野に適合する補助政策を実施する。
  - a) 輸出向け商品、裾野産業製品を生産する中小企業の発展及び生産拡大戦略に伴う設備・技術の導入、改善にかかる投資を奨励する。
  - b) 新商品製造の技術研究開発、技術移転、製造活動への先進技術導入などの補助プログラムを通して中小企業の技術力の向上を図る。
  - c) 中小企業に対し技術、設備に関する情報を提供し、技術の評価、選定を補助する。
2. 中小企業の技術の改善若しくは技術力の向上に国家科学技術開発支援基金の一部を当てる。
3. 科学技術省、省、中央直轄市人民委員会は、中小企業が行う製品、サービスに関する知的財産権の登録、確保、譲渡及び ISO 基準やその他の国際基準を取得するための品質管理システムの構築に関わる補助計画を作成し、かかる費用を援助する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

## 第10条 市場拡大の促進

1. 各省庁、部局、地方は、中小企業の市場拡大を促進する活動に対し、毎年計画的に援助する。
2. 貿易を促進する国家管理機関は、毎年、国家貿易促進予算の一部を中小企業に援助し、本政令第15条に従って、国家管理機関へ中小企業に対する補助の実績を報告しなければならない。

## 第11条 公的な商品・サービスの購入及び提供

1. 政府及び省、中央直轄市人民委員会は、中小企業が参入できる公的な商品・サービスの購入、提供の比率を設定し、中小企業が契約、受注できる環境をつくる。
2. 政府首相は、財務省の提案を検討した上で中小企業が公的な商品・サービスの提供に参入できるような補助制度を公布する。

## 第12条 情報及びコンサルティング

1. 政府、各省庁、部局、省、中央直轄市人民委員会は、企業の活動に関する法令、中小企業に対する補助政策、プログラム及びその他の企業の営業活動を補助する情報をウェブサイトにて提供する。
2. 補助担当機関は、中小企業への補助政策・プログラムに関する情報を、実施する最低30営業日前に、本政令第15条に定める中小企業育成を補助する国家管理機関の企業ポータルへ責任を持って送らなければならない。
3. 計画投資省は、国内外からの戦力を求め、中小企業育成の補助に関する情報を提供し共有する企業ポータルを向上させる。
4. 政府は、中小企業に対するコンサルティングサービスを提供する国内若しくは外国組織を奨励する。

## 第13条 人材育成の補助

1. 計画投資省は、関連機関と協力し、中小企業の人材（特に企業経営管理者）育成補助計画の立案を指導する。
2. 各省庁、部局、地方の中小企業の人材育成補助計画は、各省庁、部局、地方の経済・社会開発の年間計画及び5ヵ年計画に織り込まなければならない。
3. 計画投資省は、中小企業の人材育成補助の要望を収集し、財務省へ提出する。財務省はそれに基づいて各省、部局、地方の年間予算を調整し、準備する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

## 第14条 企業育成センター

1. 政府は、起業したばかりの企業に対し、空間、ビジネスアイデアを実現するために必要なビジネス補助サービスなどの補助、技術を段階的に合理的に提供し、補助期限内において企業育成センターの設立を奨励する。
2. 科学技術省は関連機関と協力し、「技術育成プログラム」、「技術企業育成プログラム」に参加する中小企業に対して中小企業優先政策を構築する

## 第3章 中小企業育成補助の国家管理

### 第15条 中小企業育成を補助する中央レベルの国家管理機関

1. 政府は、中小企業育成の促進を統一し管理する。計画投資省は、統一した中小企業の補助において政府を補佐する。
2. 計画投資省に属する企業育成局は、以下の内容に従い、中小企業育成の補助の管理において計画投資省大臣を補佐する。
  - a) 中小企業育成に関する政策又は法令の草案を作成し、制定管轄機関へ提出する。中小企業育成に関する補助計画、補助プログラム、補助目標・方向性、補助分野を確定すること。
  - b) 中小企業補助業務を担当する幹部の能力の向上、中小企業の発展補助技能の向上、中小企業の育成補助の能力向上を目的とする教育を行う。
  - c) 中小企業育成における国際協力の窓口、中小企業を補助する外国からの支援を求める。
  - d) 中小企業へ必要な情報を提供するために関連機関、組織と協力する。中小企業に対する補助状況及び問題点を纏めて年間報告書を作成する。計画投資省大臣は政府首相へ年間報告書を提出し、政府首相がそれに関して検討、解決する。中小企業補助のパイロットプログラム、プロジェクトの実施を行う。
  - e) 中小企業発展奨励評議会の常務書記としての役割を果たす。

### 第16条 中小企業発展奨励評議会

1. 中小企業発展奨励評議会（以下「評議会」という）は、中小企業育成を奨励する制度、政策について政府首相へ提言を行う。評議会のメンバーは現職と兼務する。政府首相は評議会の会長の要請に基づいて評議会の活動を決定する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

## 2. 中小企業発展奨励評議会の構成

- 評議会の会長：投資計画大臣
- 評議会の常務書記：企業発展局長
- 計画投資省、商工省、財務省、司法省、農業農村開発省、建設省、交通運輸省、科学技術省、資源環境省、教育訓練省、労働傷兵社会省、企業改革発展指導委員会の代表者
- ハノイ市、ホーチミン市、ハイフォン市、ダナン市、カントー市人民委員会の代表者
- ベトナム商工産業所、ベトナム農協連盟、ベトナム中小企業協会及びその他の企業協会の代表者
- 補助担当機関の要請による経済、科学技術の専門家

3. 会長は補助担当機関の要請に基づいて評議会のメンバーリストを決定する。

4. 中小企業育成補助の現状及びメンバーの提案によって、補助が必要な分野別の分科会の設立を評議会会長が中小企業へ提言することが出来る。各分科会のメンバー及び活動に関する規定は会長によって決定される。

5. 評議会の活動規定は会長によって決定される。

6. 評議会の活動費用は企業育成局の予算に含まれる。

## 第17条 中小企業育成促進センター

計画投資省は、補助政策、プログラムの展開、コンサルティング窓口の役割や中小企業への技術補助パイロットプロジェクトの実施を目的とする中小企業育成促進センターを設立する。

## 第18条 中小企業育成を補助する地方レベルの国家管理機関

1. 省・中央直轄市の人民委員会は、以下の内容に従って地方における中小企業育成を補助する責任を持つ。

- a) 地方の中小企業への育成補助活動を構築し、中小企業育成補助に関する政府の決定を実施するための案内書を作成する。中小企業への補助プログラムを作成し、批准された補助プログラムの調整、指導及び実施を監督する。
- b) 情報交換、企業活動における課題、問題の解決を目的とする地方政府と中小企業とのフォーラムを開催する。業績優秀、クリエイティブなデザイン、優秀な職業訓練を実施した職人、ビジネスマン、小企業への顕彰、褒章を行う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- c) 計画投資省が作成する中小企業についての年間報告書に中小企業への育成補助、解決すべき課題における報告書を作成し添付する。
- d) 現行法令に従って、地方における中小企業育成を補助するために各省庁、部局関連機関と協力する。

2. 計画投資局は、省、中央直轄市の人民委員会からの指示を受けて、各部局、業界との協力の窓口となり、地方における中小企業に対する育成補助プログラム、計画を立案し、省レベル人民委員会へ提出する。省レベル人民委員会は、そのプログラム、計画を批准、公布し、実施において指導する。中小企業（農協及び家族経営を含まない）が 3,000 社以上の地方は、地方における中小企業育成を補助する役割を果たす計画投資局に所属する組織を設立することができる。

## 第 19 条 中小企業の補助組織

政府は、各協会、経済団体、職業政治社会組織、社会組織が中小企業育成を補助する組織を設立し、中小企業への補助プログラムの作成と展開、ビジネス補助サービスの開発を奨励する。

## 第 4 章 施行規則

### 第 20 条 施行効力

1. 本政令は、2009 年 8 月 20 日に発効し、中小企業育成補助に関する 2001 年 11 月 23 日付政令第 90/2001/ND-CP 号に取って替わる。
2. 本政令の規定と相反する規定を削除する。

### 第 21 条 施行責任

1. 計画投資省は各省庁、部局、省及び中央直市の人民委員会と協力し、責任を持って本政令を展開し、実施状況及び発生した解決すべき課題を政府首相へ報告する。
2. 各大臣、省に相当する機関の最高責任者、政府直轄機関の最高責任者、省、中央直轄市人民委員会の委員長は本政令の施行に責任を負う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

**宛先：**

- ・ 共産党中央秘書委員会
- ・ 首相、各副首相
- ・ 各省、省に相当する機関、政府直轄機関
- ・ 汚職防止中央指導委員会
- ・ 各省・中央直轄市人民委員会、人民評議会
- ・ 共産党中央事務所、共産党の各部局
- ・ 国家主席事務所
- ・ 民族評議会及び国会の各委員会
- ・ 国会事務所
- ・ 最高人民裁判所
- ・ 最高人民検察院
- ・ 国家会計監査機関
- ・ 国家財務監査委員会
- ・ 社会福祉銀行
- ・ ベトナム開発銀行
- ・ ベトナム祖国中央戦線委員会
- ・ 各団体の中央機関
- ・ 企業改革発展指導委員会
- ・ ベトナム商工会議所
- ・ ベトナム合作社連盟
- ・ 政府事務所：担当大臣、各副担当者、ウェブサイト、所属する各部局、公報
- ・ 保管：書類管理部、企業改善部（5部）